

— 平成24年度第2四半期の判決について —

第1 はじめに

平成24年度第2四半期に言い渡された判決についてその概要を紹介する。

当期における判決は、特実が61件（査定系36件，当事者系25件），意匠が9件であった。

今期における取消率は，特実24.6%（査定系27.8%，無効Z審決20.0%，無効Y審決20.0%），意匠11.1%であった。

取り消された特実の事例15件についてみると，相違点の判断誤りが最も多いが周知技術の認定誤りも2件あった。今回は，特実15件の中から9件と意匠1件を紹介する。

また，判示事項については，知的財産高等裁判所のHPの「判決紹介」→「最近の審決取消訴訟」（<http://www.ip.courts.go.jp/search/jihp0020Recent?caseAst=01>）に掲載の「要旨」を参考にさせていただいた。

なお，ここで紹介する内容，特に所感の項については，私見が含まれていることをご承知おき願いたい。

第2 審決取消事例

特実系審決取消事件

当期の審決取消事由を要因別に分けると以下のとおりである。

- (1) 新規性・進歩性
  - ア 引用発明認定の誤り（事例②⑩⑬⑭）
  - イ 相違点判断の誤り（事例①③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪）
- (2) その他
  - ア 手続違背（事例⑤）
  - イ 分割要件違反（事例⑮）

【審決取消案件一覧】

(特実)

	事件名	理由	種別
① (7/17) (3部)	平成23年(行ケ)第10098号(発明の名称:ストロボスコープを使った入力システムを備える情報処理装置)不服2009-17930, 特願2002-346052, 特開2004-85524	相違点判断の誤り	
② (7/25) (4部)	平成23年(行ケ)第10389号(考案の名称:室内芳香器)無効2011-400005, 実願2007-4275, 登録3134691	引用考案認定の誤り	当Z
③ (8/8) (4部)	平成23年(行ケ)第10358号(発明の名称:過電圧保護回路を備えた制御形の整流器ブリッジ回路)不服2009-13910, 特願2000-564288, 特表2002-523008	相違点判断の誤り	
④ (8/9) (1部)	平成23年(行ケ)第10374号(発明の名称:風力発電施設運転方法)不服2009-18154, 特願2006-351213, 特開2007-124898	相違点判断の誤り	
⑤ (9/10) (2部)	平成23年(行ケ)第10315号(発明の名称:回路接続部材、及びこれを用いた回路部材の接続構造)不服2008-30265, 特願2003-403482, 特開2005-166438	手続違背	
⑥ (9/13) (3部)	平成23年(行ケ)第10253号(発明の名称:有機発光ダイオード類に基づく青色リン光用の材料および素子)不服2009-25045, 特願2002-571749, 特表2004-526284	相違点判断の誤り	
⑦ (9/19) (4部)	平成24年(行ケ)第10022号(考案の名称:靴収納庫用棚板及び靴収納庫)無効2011-400007, 実願2007-6585, 登録3136656	相違点判断の誤り	当Y
⑧ (9/19) (4部)	平成23年(行ケ)第10398号(発明の名称:水処理装置)不服2009-20849, 特願2008-157503, 特開2009-297679	相違点判断の誤り	
⑨ (9/24) (2部)	平成24年(行ケ)第10005号(発明の名称:グルコサミン含有パップ剤)不服2009-5037, 特願2001-317930, 特開2003-128557	相違点判断の誤り	
⑩ (9/26) (4部)	平成23年(行ケ)第10301号(発明の名称:創傷部治療装置)不服2009-24970, 特願2000-610537, 特表2003-521962	相違点判断の誤り	
⑪ (9/27) (3部)	平成23年(行ケ)第10320号(発明の名称:命令トレース供給方式)不服2007-12853, 特願平9-349884, 特開平10-240572	相違点判断の誤り	
⑫ (9/27) (1部)	平成24年(行ケ)第10128号(発明の名称:通気口用フィルター部材)訂正2011-390120, 特願平8-287613, 特開平10-113523	引用発明と周知技術の認定誤り	
⑬ (9/27) (1部)	平成23年(行ケ)第10258号(発明の名称:通気口用フィルター部材)無効2010-800183, 特願平8-287613, 特開平10-113523	引用発明と周知技術の認定誤り	当Z
⑭ (9/27) (1部)	平成23年(行ケ)第10201号(発明の名称:光学増幅装置)無効2010-800095, 特願平10-175755, 特開平11-74593	引用発明認定の誤り	当Y
⑮ (9/27) (1部)	平成23年(行ケ)第10391号(発明の名称:発光ダイオード)無効2011-800021, 特願2009-65948, 特開2009-135545	分割要件判断の誤り	当Y

(意匠)

	事件名	理由	種別
① (7/18) (2部)	平成24年(行ケ)第10042号(意匠に係る物品の名称:自動二輪車タイヤ)不服2011-14211, 意願2010-15224	類似判断の誤り	

### 1 特実系審決取消事件

#### (1) 新規性・進歩性

##### ア 引用発明認定の誤り(事例②)

#### ②平成23年(行ケ)第10389号(考案の名称:室内芳香器)

無効2011-400005, 実願2007-4275, 登録3134691

[本願考案と引用考案の機能及び技術思想が異なることから, 本願考案に到る動機付けがないばかりか, 阻害要因があるとされた例]

#### 本願考案:

##### 【請求項1】

- a) 液体芳香剤を収容する, 上部に開口を有する容器と,
- b) 前記開口の上に配置された, ソラの木の皮で作製した造花と,
- c) 下端が前記液体芳香剤中に配置され, 上部において前記造花と接続されている浸透性の紐と, を備えることを特徴とする室内芳香器。

#### 審決の概要:

審決は, 引用考案(実願平1-77085号(実開平3-16942号)のマイクロフィルム)を, 「芳香剤3を収容する, 上部に開口を有する透明度のある容器2と,

前記開口の上に配置された, 花芯付属品(おしべ等)5, 花弁6, 額7とからなる花形の形態と,

下端が前記芳香剤3中に配置され, 上部において前記花形の形態と接続されている, 多数のポリエステル長繊維を棒状に束ね, 周面を熱融着によって被覆した浸透性の気散管1と,

を備える室内芳香剤発散容器。」と認定し, 本件考案1ないし5は, 引用考案及び公知の事項に基づいて当業者がき

わめて容易に考案をすることができたものであるとした。

#### 判示事項:

これに対し判決は, 引用考案では, 芳香剤は気散管から気散するものであって, 花形の形態から気散するものではないのに対し, 本件考案に係るソラの木の皮で形成されたソラフラワーは, 花全体に芳香剤が浸透して, 花全体から芳香が発散されるものと解され, ソラの木の皮から成る花弁部の細かい組織により, 液体芳香剤が緩やかな速度で根本から先端の方へ浸透していくのであるから, 芳香を発散しない引用考案の花弁とは機能的に相違する。

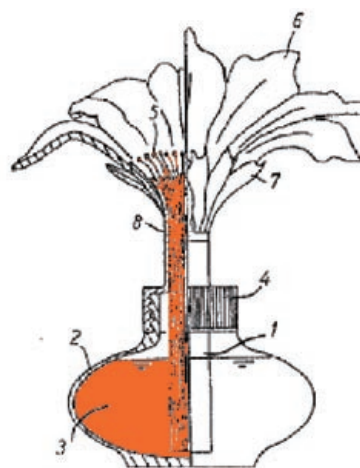
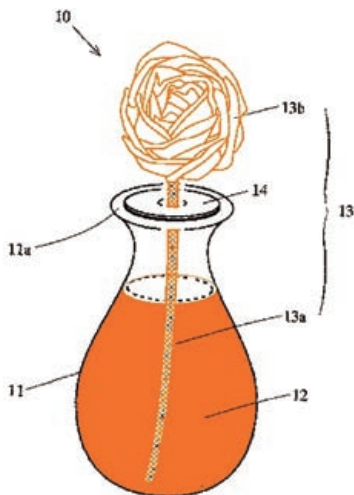
また, 引用考案は, 気散管の上端部の繊維をほぐして花の一部とすることを前提とし, 気散管の上端部をほぐすことによって形成された花芯のみから芳香を発散させることを技術的思想の中核とするものであり, 芳香の発散も, 花の一部から行われるにとどまり, 花弁や花全体から芳香を発散させるという技術的思想は存在しない。

しかも, 引用考案における気散管が, 花弁等と接しないように構成されているのは, 気散管を挿抜する際, 気散管中の芳香剤が花弁等に付着しないようにするという積極的な理由に基づくものであり, そのために, 気散管を取って中空のノズル内に収容しているものと認められる。花弁への芳香剤の付着を防止することは, 花弁を含む花全体からの芳香の発散を否定することを意味するのであるから, この点において, 花弁を含む花全体から芳香を発散させるソラフラワーを適用することの阻害要因が存在する。

以上のように, 機能及び技術的思想が異なることに照らせば, 仮にソラフラワーが周知であったとしても, これを引用考案に適用することの動機付けがないばかりか, むしろ阻害要因があるというべきである。

#### 所感:

本願考案と引用考案とは一見したところは似通っており, 本件考案のソラフラワーと, 引用考案の花芯や花弁とが, 機能及び技術思想において差異はないと判断した点に



引用考案

誤りがあったと思われる。

なお、本実用新案権に対しては、本件無効審判の他にも、無効審判（無効2011-400004，無効2011-400006）が請求され、本件とは別の引用考案から極めて容易に考案をすることができたものであるとした審決が、判決（平成23年（行ケ）第10388号，平成23年（行ケ）第10390号）で支持されている。本件を含むこれら3件の無効審判は各々別の無効審判請求人からなされたものであったが、口頭審理は併合してなされたものであった。

## イ 相違点判断の誤り（事例①⑥⑦⑧⑨⑩）

①平成23年（行ケ）第10098号（発明の名称：ストロボスコープを使った入力システムを備える情報処理装置）  
不服2009-17930，特願2002-346052，特開2004-85524  
〔ゴルフゲーム模擬装置の引用発明に、情報処理装置に関する技術、及び対象物に再帰反射体を用いて検出する技術を適用することに、阻害要因があるとした事例〕

### 本願発明：

#### 【請求項1】

ストロボスコープを使った入力システムを備える情報処理装置であって、  
ストロボスコープ、  
前記ストロボスコープの発光時および非発光時にそれぞれ対象物を撮影する撮像手段、  
前記ストロボスコープの発光時の映像信号と非発光時の映像信号との差に基づいて、前記対象物の位置、大きさ、速度、加速度および運動軌跡パターンの情報の一部または全部を算出する第1の手段、および  
前記第1の手段によって算出された前記情報に基づき情報処理を行う第2の手段を備え、  
前記対象物は再帰反射体を含む、情報処理装置。

### 審決の概要：

本願発明は、ゴルフゲーム模擬装置の引用発明（ストロボスコープの発光時及び非発光時の映像信号の差に基づいて情報の算出を行う）に刊行物2，3記載の技術を適用することにより容易想到とし、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。

### 判示事項：

引用発明のゴルフボール，ゴルフクラブに刊行物3の「再帰反射体」を取り付けた場合に、ストロボライトをどのように配置しても、再帰反射体からの反射光を2台のCCDカメラの両方に入射させることはできないし、再帰反射体を採用したことによって安価な構成で検出精度を高めることが可能となるという本願発明の効果も得られないから、

引用発明に刊行物3記載の技術を適用することには阻害要因があり、

刊行物2記載の技術は対象物体に色マーカーや発光部を取り付けることを想定していないものであり、他方、刊行物3記載の技術は入力手段に再帰反射部材を取り付けるものであって、両者は、再帰反射部材の取付けについて相反する構成を有するものであるから、引用発明に刊行物2，3記載の技術を同時に組み合わせることについては阻害要因がある旨を判示した。

### 所感：

引用発明のゴルフボール模擬装置に刊行物3に記載された「再帰反射体」を適用することによる不具合を看過したことが審決の誤りであったと思われる。

⑥平成23年（行ケ）第10253号（発明の名称：有機発光ダイオード類に基づく青色リン光用の材料および素子）

不服2009-25045，特願2002-571749，特表2004-526284  
〔有機発光素子の分野において、用いる化合物のエネルギー準位の相対的關係を考慮することが周知であるとしても、リン光発光材料上での正孔及び電子の直接捕捉を達成するという観点がなくは、当業者といえども、本願発明のエネルギー準位の相対的關係を導き出すことはできないとされた例〕

### 本願発明：

【請求項1】アノード層；非電荷運搬材料、電荷運搬ドーパント材料としての正孔輸送材料、およびリン光発光ドーパント材料を含む、前記アノード層上の発光層；および前記発光層上のカソード層；を含む有機発光素子であって、前記非電荷運搬材料のHOMOレベルが前記正孔輸送材料のHOMOレベルより低く、かつ前記非電荷運搬材料のLUMOレベルが前記リン光発光ドーパント材料のLUMOレベルよりも高い、有機発光素子。】

### 審決の概要：

本願発明と引用発明（特開平8-319482号公報）とは、次の一致点及び相違点を有する。

#### 【一致点】

「アノード層；非電荷運搬材料、電荷運搬ドーパント材料としての正孔輸送材料、および発光ドーパント材料を含む、前記アノード層上の発光層；および前記発光層上のカソード層；を含む有機発光素子。」

#### 【相違点1】

発光ドーパント材料について、本願発明は「リン光発光ドーパント材料」であるのに対し、引用発明には、発光材料が「リン光」であるとの記載がない点。



## [相違点2]

本願発明が「前記非電荷運搬材料のHOMOレベルが前記正孔輸送材料のHOMOレベルより低く、かつ前記非電荷運搬材料のLUMOレベルが前記リン光発光ドーパント材料のLUMOレベルよりも高い」ものであるのに対し、引用発明は、このような発明特定事項を有していない点。

### ・相違点1について：

引用発明における、希土類金属イオンと有機配位子とから成る1種以上の錯体を含有する発光材料は、「電子と正孔との再結合の際に生成する励起子のうち、三重項励起子を発光に使用する」のであるから、リン光発光材料であるといえ、すなわち、本願発明の「リン光発光ドーパント材料」と実質的に相違しない。

### ・相違点2について：

引用発明における発光材料、並びにp型有機材料を構成する不活性な重合体マトリクス及び電荷を輸送できる単量体を、本願発明のようなエネルギー準位の相対的關係を有するものとするかどうかは、単なる設計的事項の範ちゅうにすぎないといわざるを得ない。

## 判示事項：

本願発明と引用発明の相違点1、2に係る容易想到性について、概要、次のように判示して、審決を取り消した。

### ・相違点1について：

本願発明の「リン光」とは、有機分子の三重項励起状態のエネルギーから直接発光する現象を指すものと理解される。一方、引用発明の発光材料は、三重項励起子のエネルギーを希土類金属イオンに移行させ、当該イオンの励起状態から発光させるものであって、三重項励起状態のエネルギーを直接発光させるものではないと解される。そうすると、引用発明における発光は、本願明細書で定義され、当該技術分野における一般的な用法による「リン光」と同義とはいえない。

次に、引用発明の発光材料が、本願発明の「リン光発光ドーパント材料」と同一でないとしても、引用発明から相違点1に係る本願発明の構成を想到することが容易であるかについて、引用発明は、三重項励起子エネルギーを希土類金属イオンに移行させて発光するという機構に基づく発光素子であるのに対して、本願発明は、当該技術分野で通常用いる意味での「リン光発光材料」の発光分子上で励起子を直接捕捉するものであるから、両者の発光機構は異なる。また、引用発明の構成が、導電性有機材料及び希土類金属の有機金属錯体が使用された発光素子において、発光効率が高かつ有効寿命の長い有機エレクトロルミネッセント素子を提供することを目的として採用されたものであり、当該素子に特有の構成であるから、その発光材料を、

別の発光機構のものに変更する動機付けはない。

### ・相違点2について：

本願発明は、非電荷運搬材料、正孔輸送材料及びリン光発光ドーパント材料を、そのHOMO及びLUMOレベルが特定の関係になるように組み合わせる用いることによって、追加のエネルギー移動過程なしに励起子エネルギーを発光材料分子により直接捕捉して、発光効率を高めることができるという技術的意義を有すると認められる。

これに対し、引用発明では、電荷輸送材料(n型及びp型有機材料)と発光材料のLUMOどうしの大小関係が規定されているとはいえるが、本願発明の上記関係は記載も示唆もされていない。また、引用発明では、リン光発光材料上での正孔及び電子の直接捕捉を達成すること、及び、それにより三重項エネルギー移動過程を抑えることによる利点やそれが望ましいことについても、記載も示唆もされていない。有機発光素子の分野において、用いる化合物のエネルギー準位の相対的關係を考慮することが周知であるとしても、リン光発光材料上での正孔及び電子の直接捕捉を達成するという観点がなくしては、当業者といえども、本願発明のエネルギー準位の相対的關係を導き出すことはできないというべきである。

## 所感：

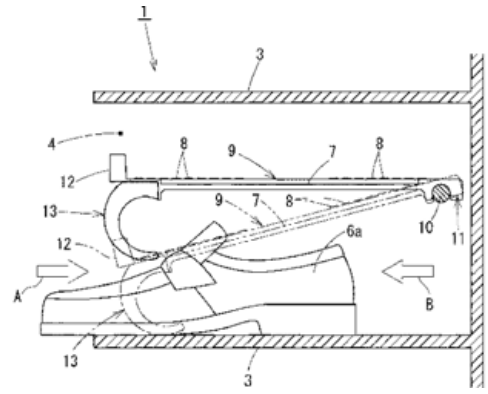
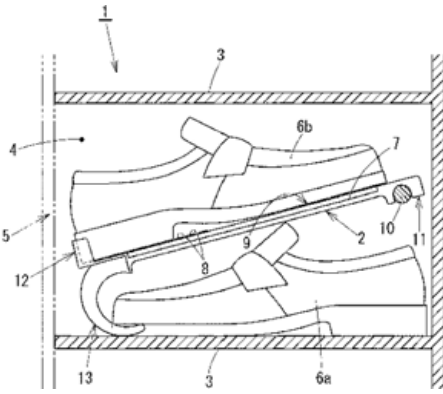
審決は相違点2に判断のなかで単なる設計的事項の範ちゅうにすぎない事を示すために「明細書中で具体的に挙げられている各化合物のHOMOレベル及びLUMOレベルも、実施例の化合物を含め一切記載されていないため、明細書の記載を全体的に参照しても、本願発明が特定するHOMOレベルとLUMOレベルの相対的關係の、技術的意義及び作用・効果は何ら認められない。」とした。

これについて判決では「なお、審決は、明細書には、具体的に挙げられている各化合物のHOMOレベル及びLUMOレベルが記載されていないため、本願発明が特定するHOMOレベルとLUMOレベルの相対的關係の技術的意義及び作用効果を認めることができない旨指摘するが、審決において、特許法36条4項1号、6項1号については判断の対象となっていない。」と判示があり、このような場合には36条の問題として判断すべきであると思われる。

## ⑦平成24年(行ケ)第10022号(考案の名称：靴収納庫用棚板及び靴収納庫)

無効2011-400007, 実願2007-6585, 登録3136656

〔靴収納庫用棚板及び靴収納庫の考案において、引用考案の前方の棚パイプは、本件考案と同様に、パレット状棚部材を支持し、床面とパレット状棚部材との間に隙間を生じさせているものであるということが出来るから、



引用考案において、上記効果を奏する構成として、前後2つの棚パイプを採用するか、一方の棚パイプについて、周知技術である、固定脚の構成を採用することは、当業者にとってきわめて容易であるものといえることのできるとした例]

**本願考案：**

【請求項3】靴載せ部の靴止め部側端部の両隅部に下方に延びる脚部を形成したことを特徴とする請求項1または請求項2に記載の靴載置用棚板。

【請求項1】上面に靴載せ部が形成された板状部材の一端に靴収納庫に設けられた横棧部材に着脱可能に掛合する掛合部と、他端に靴止め部とを形成し、靴載せ部の上面と靴載せ部の下方とに靴を収納した収納姿勢と、掛合部を回転中心として靴止め部側端部を跳ね上げ靴載せ部の下方に靴を出し入れする跳ね上げ姿勢とに回転可能で且つ掛合部で横棧部材の長手方向に摺動可能に構成したことを特徴とする靴載置用棚板。

【請求項2】横棧部材に掛合する掛合部が、靴収納用棚板の側面視においてフックもしくは下向きU字形に掛合部を形成されていることを特徴とする請求項1に記載の靴載置用棚板。

**審決の概要：**

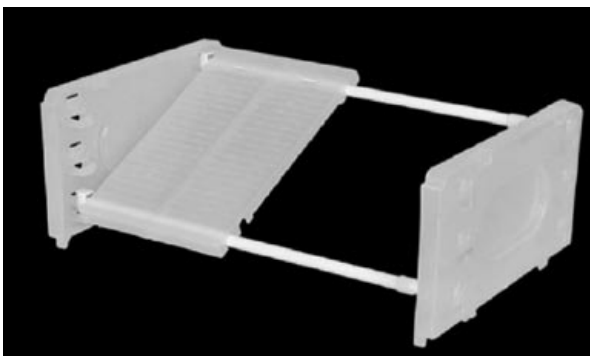
甲第3号証ないし甲第5号証には、靴載置用棚板の高さ

を保持するために、靴載せ部の一端及び他端の両隅部に下方に延びる脚部を形成した靴載置用棚板が記載されており、上記相違点4に係る本件考案3の「靴載せ部の靴止め部側端部の両隅部に下方に延びる脚部を形成」という構成は、公知である。

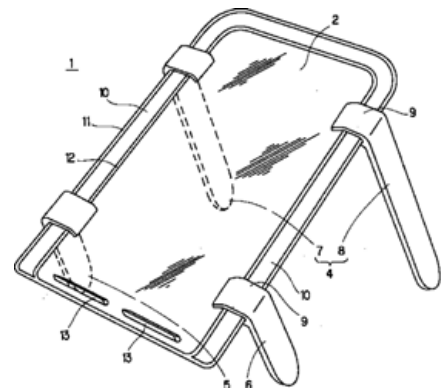
これに対して、甲1考案は、靴整理棚の左右側板間に懸架された前後2本の横棧部材に掛け渡される棚板であって、靴載せ部が形成されたパレット状棚部材の他端には、横棧部材に掛合するための「掛合部」が形成されるものであり、「掛合部」を横棧部材に掛合させることで棚板の高さを保持しているものである。

そうすると、棚板の高さを保持するために横棧部材に掛合する「掛合部」を備える甲1考案のパレット状棚部材の他端に対して、さらに、板材の高さを保持するための構成として甲第3号証ないし甲第5号証により公知となっている「下方に延びる脚部を形成」する構成を適用することは、横棧部材と脚部との両立に無理があることから阻害要因があるし、甲1考案から、横棧部材に掛合する「掛合部」を省いてまで、「下方に延びる脚部を形成」することには、なんら動機となる要因がない。

そして、本件考案3は、板状部材の一端に横棧部材に掛合する「掛合部」を備える靴載置用棚板の他端の両隅部に下方に延びる脚部を形成することにより、本件考案3の靴載置用棚板を、他端に横棧部材等の部材がなく靴を前側に取り出すことができる靴収納棚に用いた場合であっても、



甲1考案 (引用考案)



甲3考案

板状部材を掛合部を回転中心として回転する際に脚部の隙間から手を差し入れて行うことができるという、格別の効果を奏するものである。

**判示事項：**

引用例によると、引用考案は、靴を載せるパレット状棚部材の前後に棚パイプが懸架されている構成を有しているところ、当該構成は、収納する靴の寸法や形状に応じて棚パイプの位置を変更するとともに、パレット状棚部材を載置することによりこれを支持するものである。なお、引用考案は、2本の棚パイプが左右側板に懸架されたものであるところ、本件考案は、靴収納庫用棚板に係る考案であり、横棧部材を保持するための具体的構成に係る考案特定事項は存在しないから、引用考案において横棧部材に相当する棚パイプと左右側板との懸架について、2本の棚パイプによる構成を重視し、当該構成に限定する必要性は乏しい。

また、引用考案においては、前方の棚パイプに掛合しているパレット状棚部材と下方に収納した靴の靴底が接触している床面（引用考案の実施品の設置場所として想定される玄関などの床面）との間に隙間が存在しているところ、下方に収納した靴を取り出す場合、パレット状棚部材を掴み、同部材を跳ね上げた上で下方に収納した靴を取り出すことも可能である。

そうすると、引用考案においても、前方の棚パイプは、本件考案と同様に、パレット状棚部材を支持し、床面とパレット状棚部材との間に隙間を生じさせているものであるということが出来るから、引用考案において、上記効果を奏する構成として、前後2つの棚パイプを採用するか、一方の棚パイプについて、周知例1ないし3において開示されており、しかも、棚板の支持体の構成として一般的な構成ともいえるべき固定脚の構成を採用することは、当業者にとってきわめて容易であるものということが出来る。

**所感：**

審決においては、本件は実用新案に係るものであって、特許に比較して進歩性の判断基準が低いレベルであると判断したと思われる、具体的には、棚板の高さを保持するために横棧部材に掛合する「掛合部」を備える甲1考案のパレット状棚部材の他端に対して、さらに、板材の高さを保持するための構成として甲第3号証ないし甲第5号証により公知となっている「下方に延びる脚部を形成」する構成を適用することは、横棧部材と脚部との両立に無理があることから阻害要因があるし、甲1考案から、横棧部材に掛合する「掛合部」を省いてまで、「下方に延びる脚部を形成」することはきわめて容易でない、と判断したものである。

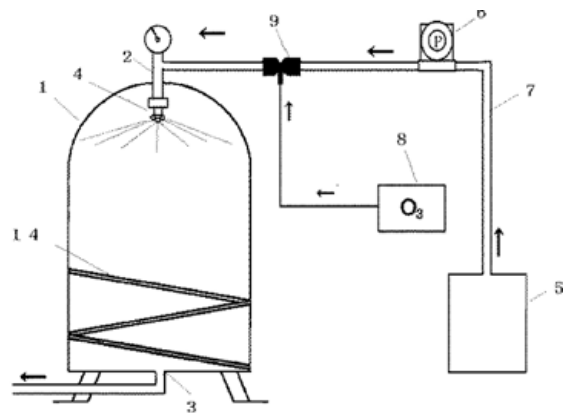
**⑧平成23年（行ケ）第10398号（発明の名称：水処理装置）**

不服2009-20849, 特願2008-157503, 特開2009-297679

〔エジェクターを設けることが本件出願前周知の事項であったとしても水処理装置においてエジェクターと噴霧装置とを併用することについて記載や示唆があるとは認められないとして、引用発明においてエジェクターと噴霧装置とを併用することは当業者にとって容易であるとはいえないとされた事例〕

**本願発明：**

「上部に被処理水の供給口、下部に排出口が設けてある圧力容器と、前記圧力容器の供給口には被処理水を供給する管路が接続してあり、この管路にはオゾン発生装置が連結してあるエジェクターが設けてあり、前記圧力容器内部には供給口に連結した噴霧装置が設けてある水処理装置。」



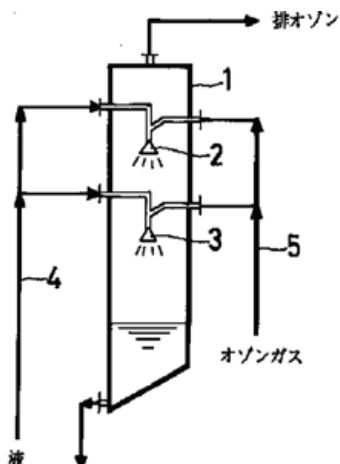
**審決の概要：**

引用例（特開平6-170195号公報）には、被処理水にオゾンガスを供給することについて、小型化できない、複雑で高価であることを受容すれば、容器内に噴霧される「被処理水およびオゾンガス」の圧力を容器内の圧力よりも高くするエジェクターを用い得るという技術思想が開示されているということが出来る。

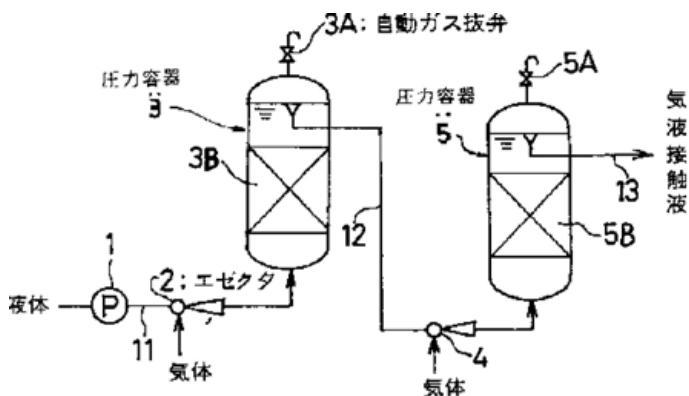
さらに、一般に、被処理水にガスを供給することについて、「被処理水を供給する管路に『ガスが供給されるエジェクター』を設ける」ことは、本願出願前周知の事項（例えば、特開平11-300376号公報の特に【0032】【図1】、特開平10-57802号公報の特に【図1】参照）である。

そうすると、上記技術思想が開示されている引用例記載の発明の「容器の供給口には被処理水を供給する管路が接続してあり、容器内部には、オゾンガスが供給されると共に供給口に連結した噴霧装置が設けてある」こと、特に「オゾンガスが供給される（被処理水にオゾンガスを供給する）」ことについて、上記周知の事項を適用することで、「被処理水を供給する管路に『オゾンガスが供給されるエジェクター』を設ける」ようにすること、つまり、「容器の供給口には被処理水を供給する管路が接続してあり、この管路





引用例 (特開平6-170195号公報 (甲1))



周知例 (特開平10-57802号公報)

には『オゾンガスが供給されるエジェクター』が設けてあり、容器内部には供給口に連結した噴霧装置が設けてある」ようにすることは、当業者であれば容易に想到し得ることである。

そして、「オゾンガスが供給されるエジェクター」を設ける際、どのようなエジェクターにするか、例えば、「オゾン発生装置が連結してあるエジェクター」にすることは、当業者が適宜決定する設計の事項であるといわざるをえない。

**判示事項：**

本願発明は、「この管路にはオゾン発生装置が連結してあるエジェクターが設けてあり、前記圧力容器内部には供給口に連結した噴霧装置が設けてある」ものであるから、「エジェクター」と「噴霧装置」とを併用するものである。

他方、引用発明は、接触反応器の構造が複雑で、しかも高価なエジェクターに替えて、エジェクターより接触反応器の構造が簡単で安価なスプレーノズルを用いるものであるから、スプレーノズルは、エジェクターの代替手段である。

そうすると、引用発明において、接触反応器の構造が複雑で、しかも高価なエジェクターを取って用いようとする動機付けがあるとはいえない。また、仮に、引用発明にエジェクターを適用する動機があるとしても、スプレーノズルがエジェクターの代替手段であるから、その場合は、引用発明におけるスプレーノズルに替えてエジェクターを適用することになるところ、引用発明には、本願発明のようにエジェクターとスプレーノズル(噴霧装置)とを併用することの示唆や動機付けがあるとはいえない。他に、水処理装置において、エジェクターと噴霧装置とを併用することについて、記載や示唆があるとは認められない。

したがって、一般に、被処理水にガスを供給することについて、被処理水を供給する管路に「ガスが供給されるエジェクター」を設けることが、本件出願前周知の事項であつ

たとしても、引用発明において、エジェクターとスプレーノズル(噴霧装置)とを併用することは、当業者にとって容易であるとはいえない。

そして、本願発明は、エジェクターとスプレーノズル(噴霧装置)とを併用することによって、エジェクターでオゾンと被処理水を混合し、圧力容器内に気体オゾンと混合した被処理水を噴霧供給することで、圧力容器内の圧力を高圧にし、更に噴霧によってオゾンと被処理水の接触面積を大きくしてオゾンと被処理水を溶解させて有機汚染物を分解するものであり、それによって、オゾンが被処理水に効率よく溶解され、汚染水処理装置の処理能力が向上するという顕著な効果を奏するものである。

よって、相違点2に係る本願発明の発明特定事項とすることは、引用発明及び本件出願前周知の事項に基づいて当業者であれば容易になし得るとした本件審決の判断は、誤りである。

**所感：**

審決は、引用例において「小型化できない、複雑で高価であることを受容すれば、容器内に噴霧される被処理水およびオゾンガスの圧力を容器内の圧力よりも高くするエジェクターを用い得るという技術思想が開示されていることができる。」と誤って判断し、また、周知例に示されたエジェクターは、スプレーノズル(噴霧装置)とを併用するものではないことを看過したものであると思われる。

**⑨平成24年(行ケ)第10005号(発明の名称：グルコサミン含有パップ剤)**

不服2009-5037, 特願2001-317930, 特開2003-128557  
 [審決が、引用発明Aのパップ剤の有効成分L-アスコルビン酸を、同じ美白剤として公知のグルコサミンに変更

することは、容易になし得るなどとして、進歩性を否定したところ、引用発明Aは特定の有効成分に合わせて他の成分(架橋剤)を組み合わせたものであるから、その有効成分を変更することが容易であるとはいえず、相違点の判断に誤りがあるとされた例]

**本件発明：**

**【請求項1】**

少なくとも水溶性高分子化合物2～30重量部、水20～80重量部、架橋剤0.01～5重量部、およびpH調整剤0.5～10重量部を必須成分とする架橋型含水ゲルに、有効成分としてグルコサミンを配合するとともに、前記架橋型含水ゲルのpHを5以下とし、前記水溶性高分子化合物がポリアクリル酸および/またはその塩類とそれ以外に他の高分子化合物を併用するものであり、かつ、ポリアクリル酸および/またはその塩類と他の水溶性高分子化合物との配合比が、ポリアクリル酸および/またはその塩類を1としたときに0.1～3である、ことを特徴とするグルコサミン含有パップ剤。]

**審決の概要：**

相違点1として、「本願発明における有効成分は、グルコサミンであるのに対し、引用発明Aにおける有効成分は、美白作用として機能するL-アスコルビン酸である点。」を認定し、この相違点1について、引用例B(特開平11-246339号公報)には、グルコサミンがL-アスコルビン酸と同様に美白作用剤として機能することと、グルコサミン及びL-アスコルビン酸はともに美白剤として従来から公知のものであることが記載されていることから、引用発明AのL-アスコルビン酸をグルコサミンに変更することは容易になし得ると判断した。

**判示事項：**

引用発明Aは、有効成分としてビタミンC又はその誘導体を用いる場合に特有の問題点を解決するために、そのような目的に適する架橋剤を限定したものであって、特定の有効成分と架橋剤の組み合わせに特徴があるパップ剤である。そして、引用例Bに、グルコサミンとビタミンC(L-アスコルビン酸)はともに代表的な美白剤として従来から知られていることが開示されているとしても、グルコサミンは、(引用発明Aに記載の)ビタミンCと化学構造等の理化学的性質が類似するわけではないから、パップ剤中での金属架橋剤との相互作用が同様であるとは考えられない。したがって、ともに美白剤として知られているというだけで、当業者にとって、引用発明Aの有効成分であるビタミンC又は誘導体をグルコサミンに変更することが容易に想到し得るとはいえず、取消事由2は理由がある。

**所感：**

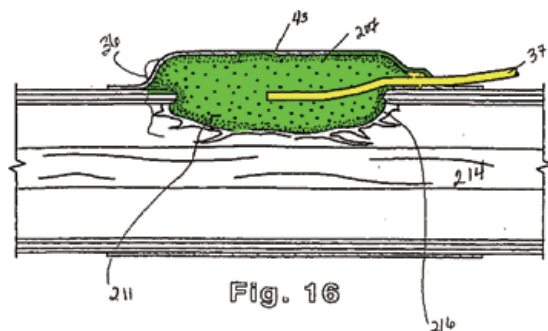
審決のように「グルコサミンがL-アスコルビン酸と同様に美白作用剤として機能することと、グルコサミン及びL-アスコルビン酸はともに美白剤として従来から公知のものであることが記載されていることから、引用発明AのL-アスコルビン酸をグルコサミンに変更することは容易になし得る。」と判断しがちであるが、グルコサミンとL-アスコルビン酸はともに代表的な美白剤として従来から知られていることが開示されているとしても、両者は化学構造等の理化学的性質が類似するわけではないことから、引用発明Aの有効成分をグルコサミンに変更することが容易に想到し得るとはされない、と判示されたものと思われる。

**⑩平成23年(行ケ)第10301号(発明の名称：創傷部治療装置)**

不服2009-24970, 特願2000-610537, 特表2003-521962  
[創傷部治療装置の発明において、引用発明1には、多孔性パッドの外側表面部の孔群について、同発明とは目的及び機序が異なる引用発明2の孔径を適用する動機付けを認めることはできないから、本件補正発明は、当業者が引用発明1及び2に基づいて容易に想到し得たものということはできないとされた例]

**本願発明：**

「哺乳類の創傷部の治癒を促進するための治療装置であって、創傷部上又はその内部に導入されるようになっている液透過性の多孔性パッドと、多孔性パッドを創傷部に固定すると共に創傷部と多孔性パッドのまわりを気密シールする非透過性滅菌布カバーと、排出チューブを介して多孔性パッドに接続され、負圧により創傷部から吸引された体液を収集するための真空キャニスターと、ホースを介してキャニスターに接続されており、創傷部に加えられる負圧を発生する吸引ポンプと、キャニスターとポンプとの間に挟まれた少なくとも一個のフィルターとを備えたものに於いて、前記多孔性パッドは、少なくとも1つの部分的な外側表面部と内側本体部を有する多孔体からなり、前記外側表面部は





体液を透過させるに十分な大きさであるが100  $\mu\text{m}$ 未満の微孔径からなる第1孔群を有して創傷部表面に生体親和性良好な状態で接触するよう形成され、前記内側本体部は真空吸引に好都合な孔径寸法のより大きい第2孔群を有し、且つ、前記パッドは外側表面部が創傷部に隣接した状態で保持されるように前記滅菌布カバーにより固定されていることを特徴とする治療装置。」

#### 審決の概要：

本願補正発明と引用発明1（特表平10-504484号公報）とは、

「哺乳類の創傷部の治癒を促進するための治療装置であって、創傷部上又はその内部に導入されるようになっている液透過性の多孔性パッドと、多孔性パッドを創傷部に固定すると共に創傷部と多孔性パッドのまわりを気密シールする非透過性滅菌布カバーと、排出チューブを介して多孔性パッドに接続され、負圧により創傷部から吸引された体液を収集するための真空キャニスターと、ホースを介してキャニスターに接続されており、創傷部に加えられる負圧を発生する吸引ポンプと、キャニスターとポンプとの間に挟まれた少なくとも一個のフィルターとを備えたものに於いて、

前記多孔性パッドは、外側表面部と内側本体部を有する多孔体からなり、前記外側表面部は体液を透過させるに十分な大きさである孔群を有して創傷部表面に接触するよう形成され、前記内側本体部は真空吸引に好都合な孔径寸法の孔群を有し、且つ、前記パッドは外側表面部が創傷部に隣接した状態で保持されるように前記滅菌布カバーにより固定されている治療装置。」である点で一致し、次の点で相違する。

#### ・相違点

本願補正発明の多孔性パッドが、外側表面部は体液を透過させるに十分な大きさであるが100  $\mu\text{m}$ 未満の微孔径からなる第1孔群を有して創傷部表面に生体親和性良好な状態で接触するよう形成され、内側本体部は真空吸引に好都合な孔径寸法のより大きい第2孔群を有しているのに対し、引用発明1の多孔性パッドでは、外側表面部の有する孔群の孔径の具体的な数値が明らかでなく、また、外側表面部の有する孔群の孔径と内側本体部が有する孔群の孔径とに特段の差違もなく、さらに、多孔性パッドの外側表面部が創傷部表面に生体親和性良好な状態で接触しているのか否かも明らかでない点。

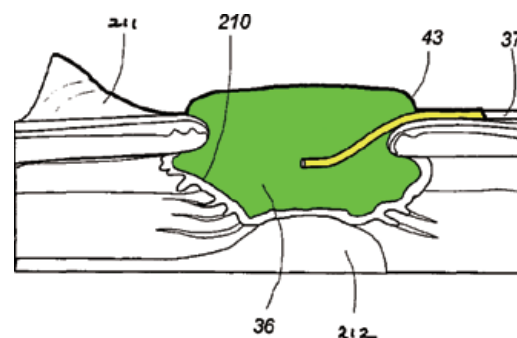
#### ・相違点についての判断

引用発明2（特開平7-16256号公報）の「皮膚相溶性」は「生体親和性良好」と、同「ポリウレタンフォームからなる中間吸収層の下に」は「多孔性パッドの外側に」と、同「最大

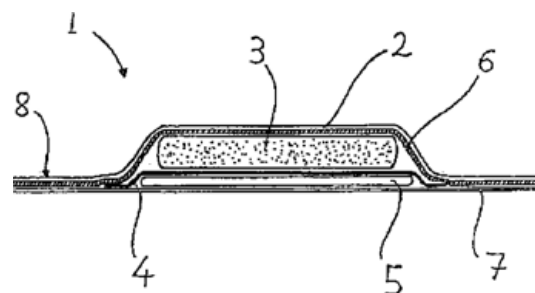
孔径が0.001～0.5  $\mu\text{m}$ の多孔性であって、創傷からの液体滲出物を、中間吸収層に迅速に除去する」は「100  $\mu\text{m}$ 未満の数値範囲に含まれる孔径であって、体液を透過させるに十分な大きさの微孔径からなる孔群を有する」といえることから、引用発明2は、「生体親和性良好な多層創傷ドレッシングであって、多孔性パッドの外側に皮膚と接触する分子濾過膜を設け、当該分子濾過膜は、100  $\mu\text{m}$ 未満の数値範囲に含まれる孔径であって、体液を透過させるに十分な大きさの微孔径からなる孔群を有するとともに、その表面が滑らかで孔径が小さいため、組織細胞が中に入り込むのを妨ぐことができ、ドレッシングを剥離する際の外傷はほとんどなくなる、創傷ドレッシング。」と言い換えることができる。

そして、引用文献2に【従来技術】ないし【発明が解決しようとする課題】として示されるように、創傷ドレッシング、即ち、創傷面被覆材の剥離時に皮膚に傷を残さないようにすることは、本技術分野における従来周知の技術課題である。

引用発明1における多孔性パッドも、創傷面被覆材の一種といえることから、このような技術課題の解決を目的として、引用発明1の多孔性パッドの外側に引用発明2の分子濾過膜を設けることにより、上記相違点における本願補正発明の発明特定事項とすることは、当業者であれば容易になし得たことである。



引用発明1



引用発明2

## 判示事項：

引用発明1は、前記のとおり、創傷部周囲の皮膚に応力を加えることなく創傷部を塞ぐ創傷部癒合装置に係る発明であり、本件補正発明と同一の技術分野に属するものであって、創傷部に向かって上皮及び皮下組織の移動を促進するに十分な領域にわたって連続して負荷を加えることにより、創傷部の膿を排出させるという従来技術を前提として、創傷部の空気を吸引することにより創傷部が負圧となり、創傷部から流れ出る液のキャニスターへの排出が促進されることなどを目的とするものである。

これに対し、引用発明2は、外傷を負った哺乳類の皮膚の治療に用いる多層創傷ドレッシングについて、創傷部に殺菌性の環境を与え創傷表面を湿潤状態に保つ一方で、創傷滲出物を速やかに吸収するほか、創傷の治療を極力邪魔しないようにし、かつ、引き剥がすのが容易で、その際、皮膚に傷を残すことがないようにすることを目的とするものであり、そのために、体内の創傷治癒因子あるいは創傷接触層に含まれる高分子成分の通過を防止しながら、創傷からの液体滲出物を中間吸収層に迅速に除去し、また、組織細胞が中に入り込むのを防止するものである。

引用発明2は、上記目的、すなわち、体内の創傷治癒因子あるいは創傷接触層に含まれる高分子成分の通過を防止しながら、創傷からの液体滲出物を中間吸収層に迅速に除去し、また、組織細胞が中に入り込むのを防止するために、孔径の大きさを設定したものであって、本件補正発明や引用発明1のように、創傷部から体液を積極的に真空吸引して真空キャニスターに収集するとともに、創傷部に負圧による修復作用をもたらすため、創傷部に連続的な負圧を加えることを前提として孔径の大きさを設定したのではない。

そうすると、引用発明1には、多孔性パッドの外側表面部の孔群について、同発明とは目的及び機序が異なる引用発明2の孔径を適用することに関し、そもそも動機付けが存在しないものというほかない。

さらに、引用例2の各記載（【0003】【0017】【0019】【0022】【0038】【0041】【0047】）によると、引用発明2の分子濾過膜の内側は中間吸収層とされており、分子濾過膜を通過した創傷滲出物は漏洩することなく中間吸収層で保持されるから、本件補正発明と引用発明2の孔径の範囲とが近接しているとしても、このような中間吸収層の配置を前提とした分子濾過膜の構成のみを取り出して、これを、機序の異なる引用発明1における、負圧により創傷部から吸引された液体を收容するキャニスターが排液チューブを介して接続された液透過性の多孔性パッドの外側表面部に配置する必然性を認めることはできない。

## 所感：

引用発明2が本願発明のように、創傷部から体液を積極

的に真空吸引して真空キャニスターに収集するとともに、創傷部に負圧による修復作用をもたらすため、創傷部に連続的な負圧を加えることを前提として孔径の大きさを設定した技術に係るものではない、ことについて審決は判断を誤ったものであると思われる。

## (2) その他

### ア 手続違背(事例⑤)

#### ⑤平成23年(行ケ)第10315号(発明の名称:回路接続部材、及びこれを用いた回路部材の接続構造)

不服2008-30265, 特願2003-403482, 特開2005-166438

〔審決が、拒絶理由通知書で副引用例とした公知文献を主引用例とし、拒絶理由通知書で示さなかった新たな公知文献を副引用例として、本願発明は容易想到と判断したことには、特許法159条2項、50条に定める手続違背の違法があるとされた例〕

#### 審決の概要：

##### 1) 当審拒理の概要：

刊行物1：特開2001-288244号公報(甲16)

刊行物2：特開平11-73818号公報(甲10)

刊行物3：特開2002-75660号公報

刊行物4：特開2002-75637号公報

刊行物1に記載された発明の「ニッケル粒子11」および電極に、極めて良好な導電接続を得ることを目的として、刊行物2に記載された発明の導電性粒子1およびインジウム-亜鉛酸化物電極を適用することは当業者が容易になし得たものである。

そして、電極として、刊行物2に記載された発明はITO電極を用いているが、透明電極としてITO電極やインジウム-亜鉛酸化物電極は、本願出願前から広く知られているところである(刊行物3、4)。

##### 2) 審決の概要：

本願発明と主引用例(甲10)との相違点(回路部材の接続構造の技術分野において、隣接する突起部間の距離を1000nm以下とすること。)については、例えば、特開2000-243132号公報(甲13)には、導電性無電解めっき粉体として突起物を有するものが示されており、実施例として、導電性無電解めっき粉体の平均粒径、突起物の大きさ及び個数が示されている。

本願発明は、甲10に記載された発明および周知の技術事項から当業者が容易に発明をすることができたものである。

## 判示事項：

審決が主引用発明として刊行物記載の発明を認定した刊行物(甲10)には、突起部を有する導電性粒子が記載されているが、甲10にはこの粒子の突起部間の距離に関して

は記載されていない。審決は、「回路部材の接続構造の技術分野において、隣接する突起部間の距離を1000nm以下とすることは、以下に示すように本件出願前から普通に行われている技術事項である。例えば」として、甲13の記載を技術常識であるかのように挙げているが、その技術事項を示す単一の文献として示しており、甲13自体をみても、回路部材の接続構造の技術分野において、隣接する突起部間の距離を1000nm以下とすることが普通に行われている技術事項であることを示す記載もない。してみると、審決は、新たな公知文献として甲13を引用し、これに基づき仮定による計算を行って、相違点3の容易想到性を判断したものと評価すべきである。すなわち、甲10を主引用発明とし、相違点3について甲13を副引用発明としたものであって、審決がしたような方法で粒子の突起部間の距離を算出して容易想到とする内容の拒絶理由は、拒絶査定の理由とは異なる拒絶の理由であるから、審判段階で新たにその旨の拒絶理由を通知すべきであった。

しかるに、本件拒絶理由通知には、かかる拒絶理由は示されていない。そうすると、審決には特許法159条2項、50条に定める手続違背の違法があり、この違法は、審決の結論に影響がある。

## イ 分割要件違反 (事例⑬)

### ⑬平成23年(行ケ)第10391号(発明の名称:発光ダイオード)

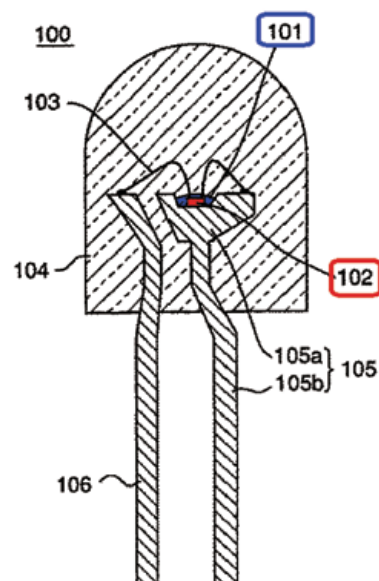
無効2011-800021, 特願2009-65948, 特開2009-135545  
 [原出願の明細書中には、本件発明が記載されていると合理的に理解できるとまでは認められないとして、無効審判請求を不成立とした審決が取り消された例]

#### 本願発明:

「【請求項1】窒化ガリウム系化合物半導体を有するLEDチップと、該LEDチップを直接覆うコーティング樹脂であって、該LEDチップからの第1の光の少なくとも一部を吸収し波長変換して前記第1の光とは波長の異なる第2の光を発光するフォトルミネセンス蛍光体が含有されたコーティング樹脂を有し、前記フォトルミネセンス蛍光体に吸収されずに通過した前記第1の光の発光スペクトルと前記第2の光の発光スペクトルとが重なり合って白色系の光を発光する発光ダイオードであって、前記コーティング樹脂中のフォトルミネセンス蛍光体の濃度が、前記コーティング樹脂の表面側から前記LEDチップに向かって高くなっていることを特徴とする発光ダイオード。」

#### 審決の概要:

本件原出願(【0047】)には、「フォトルミネセンス蛍光



体が含有されたコーティング部やモールド部材の表面側から発光素子に向かってフォトルミネセンス蛍光体の分布濃度を高くした場合は、外部環境からの水分などの影響をより受けにくくでき、水分による劣化を防止することができる」との記載がされている。そして、前記「フォトルミネセンス蛍光体」は、具体的には、「Y、Lu、Sc、La、Gd及びSmから選択された少なくとも1つの元素と、Al、Ga及びInから選択された少なくとも1つの元素とを含み、セリウムで付活されたガーネット系蛍光体である」とされている。そして、「フォトルミネセンス蛍光体が含有されたコーティング部やモールド部材の表面側から発光素子に向かってフォトルミネセンス蛍光体の分布濃度を高く」とするとの上記構成を採用して「(フォトルミネセンス蛍光体の)水分による劣化を防止」するに際し、前記「フォトルミネセンス蛍光体」が、必ずしも上記の具体的組成のものに限られるものではないことは、当業者が容易に理解できるところである。すなわち、本件原出願には、(特定の組成の蛍光体に限定されない)本件特許発明が開示されているものといえる。

#### 判示事項:

原出願の明細書中に、蛍光体の組成を限定しない本件発明が記載されているかとの点に関して、「当業者であれば、『(下部構成を採用した場合には、)水分による劣化を防止することができる』との原出願の明細書の記載部分は、本件組成に属する蛍光体について述べたものであると認識、理解するのが自然であるといえる。また、【0048】と【0049】では、本件組成に属する蛍光体が『十分な耐光性を有し、かつ、『熱、光及び水分に強』いと性質を有することが言及されており、【0047】に続けてこれらの記載に接した



当業者であれば、【0047】の記載のとおり表面構成と下部構成が選択可能であるのは、本件組成に属する蛍光体が有する性質によるものと認識、理解するのが自然であるといえる。そうすると【0047】に接した当業者において、【0047】に記載された表面構成と下部構成が本件組成に属しない蛍光体についても選択可能であると理解するとまでは認められない、とした。

その上で、

1) 原出願の明細書で実施形態又は実施例として挙げられている蛍光体は、いずれも本件組成に属する蛍光体のみであること、

2) 【0047】の冒頭には、「このフォトルミネセンス蛍光体」と、「この」との指示語が用いられているが、同指示語は、前後の文脈から、【0045】等に記載されている本件組成に属する蛍光体を指しているのは明白であること、

3) 【0047】に接した当業者は、表面構成と下部構成は、使用条件により、適宜選択可能な設計的な事項であり、本件組成に属しない蛍光体についての何らかの発明を開示していると認識、理解することはできないこと等を総合するならば、

【0047】の記載に接した当業者は、【0047】の「フォトルミネセンス蛍光体」について、本件組成に属する蛍光体に限定されないと理解するとまでは容易に認め難い、と判断して、少なくとも、本件においては、当業者が、原出願の明細書中に本件発明が記載されていると合理的に理解できるとまでは認められないから、本件発明が記載、開示されていると解されるとした審決の判断には違法がある。

#### 所感：

審決は、「フォトルミネセンス蛍光体が含有されたコーティング部やモールド部材の表面側から発光素子に向かってフォトルミネセンス蛍光体の分布濃度を高くした場合は、外部環境からの水分などの影響をより受けにくくでき、水分による劣化を防止することができる」(【0047】)との記載から、特定の組成の蛍光体のみならず、蛍光体一般について、その分布を工夫することで、水分による影響を軽減できる発明が記載されていると判断したものと思われる。

これに対して、判決では本件組成に属する蛍光体について述べたものと認識、理解したことで適法な分割とは認められなかったものである。

## 2 意匠審決取消事件

①平成24年(行ケ)第10042号(意匠に係る物品の名称：**自動二輪車タイヤ**)

不服2011-14211,意願2010-15224

【**両意匠の三つの溝の具体的な形状等から生じる美感を認定・対比し、両意匠は非類似であるとした例**】

#### 審決の概要：

以下のように認定し、両意匠は類似すると判断した。

・両意匠の共通点について、「特に長傾斜溝、中傾斜溝及び短溝の三つの溝が、全体として、横に伸びた略「さんずい」偏様を呈する態様で、これらが、赤道を中心として千鳥配置状に配設されている点は、両意匠の基調を形成しており、需要者が両意匠を観察するとき、共通の印象を強く与え、共通の美感を生じさせるものであって、両意匠の類否判断に支配的な影響を及ぼす。

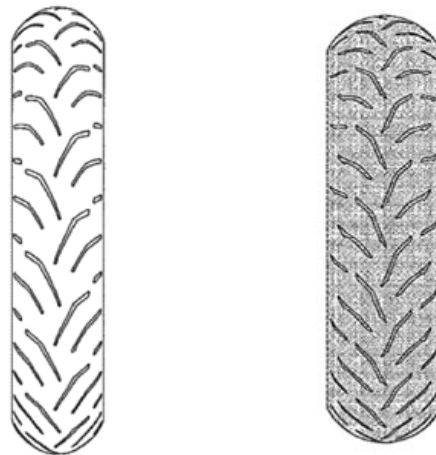
・トレッド部の周回面に形成された三つの溝に認められる相違点(ア)ないし(オ)について、相違点は、何れも両意匠の類似判断に及ぼす影響が微弱なものに過ぎないし、相違点が相乗して生じる視覚的効果を考慮したとしても、前記共通点が与える強い共通の印象を凌駕する程のものではない。

#### 判示事項：

これに対して判決は、次の1)、2)のとおり判示し、両意匠の共通点を考慮したとしても、全体として取引者・需要者に引用意匠と異なる美感を生じさせるので、両意匠は類似しないとした。

#### 1) 要部の認定

本願意匠において、全体としてみて、いずれも略同方向に傾斜した長、中、短の三つの溝を1単位とし、これを、赤道を中心として、左右の斜めに向けて、千鳥配置状に配設した点については、本願意匠の出願前に日米において複数登録されていることを斟酌すると、それだけでは取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な形態であるとはい



本願意匠の背面図

引用意匠の正面図 (FIG-2)

えず、本願意匠においては、繰返しの単位を構成する三つの溝の、具体的な形状、配列、位置関係等が、取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な部分（要部）であると認めることができる。

## 2) 両意匠の類否判断

本願意匠は、全体として、三つの溝が略等距離を保ち、整然と配置されている印象を与える点に特徴がある。」「引用意匠は、本願意匠と対比してみるとときには三つの溝が1単位となっているように観察されるものの、引用意匠それ自体を観察する限りにおいては、全体として、三つの溝がまとまりなく、雑然と配置されている印象を与える点に特徴がある。」「本願意匠の三つの溝は、溝縁が直線であり、端部に向けて溝幅が細くなることから、看者に対し、一方の先端がとがった細い直線により構成され、無機的であり、かつ、非常にすっきりとして、サイドウォールから赤道に向けて流れる印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。これに対し、引用意匠の三つの溝は、全体として、基本的に溝幅に変化がないことも相まって、看者に対し、同じ幅の溝が曲線的にねじ曲がった印象、例えていえば、先端の丸まった筒状の細菌あるいは細胞をまとまりなく配した印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。

### 所感：

審決では、「三つの溝が、全体として、横に伸びた略「さんずい」偏様を呈する態様で、これらが、赤道を中心として千鳥配置状に配設されている点は、両意匠の基調を形成しており、需要者が両意匠を観察するとき、共通の印象を強く与え、共通の美感を生じさせるもの」としたのに対し、判決では「本願意匠の出願前に日米において複数登録されていることを斟酌すると、それだけでは取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な形態である」とは言えないとして、審決の判断を否定した上で、三つの溝の、まとまりのある配置と、各溝の形状が、美観を生じさせる要部であると判断したものである。



参考図：本願意匠の溝

引用意匠の溝